

議 会 運 営 委 員 会

令和元年12月5日(木)

本会議終了後

時 分～ 時 分

議会第4委員会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、
岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、笹田議員、西村議員

〔執行部〕 砂川総務部長、山根総務課長、猪狩総務管理係長、草刈財政課長

〔事務局〕 古森局長、篠原次長、新開書記

議 題

- 1 12月定例会議の追加議案等及び付託案について 資料1、資料2、資料3

- 2 議会提出議案等について
 - (1) 議会改革調査検討特別委員会の名称、目的及び調査事項について 資料4
 - (2) 浜田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例について 資料5

- 3 陳情審査について
 - (1) 陳情第140号 市長が市民の声かけに対応することを求める陳情について
 - (2) 陳情第141号 職員が一般質問に関心を持つため、担当課名を記載することを求める陳情について

- 4 陳情取扱基準について 資料6

- 5 その他

令和元年 12 月浜田市議会定例会議 付議事件（追加分）

議 案（条例関係 3 件、補正予算 5 件）

議案第 100 号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を
改正する条例について

議案第 101 号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例について

議案第 102 号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 103 号 令和元年度浜田市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 104 号 令和元年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 105 号 令和元年度浜田市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1
号）

議案第 106 号 令和元年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2
号）

議案第 107 号 令和元年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1
号）

報 告

報告第 26 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

追加提案議案 概要説明資料
 (令和元年 12 月 9 日追加提案予定)

議案第 100 号

○ 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する
 条例について (総務部)

令和元年人事院勧告及び令和元年島根県人事委員会勧告を考慮し、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合、一般職の職員の給料表及び勤勉手当の支給割合並びに会計年度任用職員の給料表について、所要の改正を行うものです。

◆ 改正点

1 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 (第 1 条)

(1) 特定任期付職員の給料月額の改正 (第 6 条関係)

号給	現行	改正後
1	374,000 円	375,000 円 (1,000 円増)

(2) 期末手当の支給割合の改正 (第 7 条関係)

支給期	現行	改正後	
		令和元年度	令和 2 年度以降
6 月期	100 分の 160	100 分の 160	100 分の 162.5 (100 分の 2.5 増)
12 月期	100 分の 160	100 分の 165 (100 分の 5 増)	100 分の 162.5 (100 分の 2.5 減)

2 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正 (第 2 条)

(1) 給料表の改正 (別表第 1、別表第 2 関係)

ア 改正の概要

国が平成 31 年 4 月 1 日から適用する俸給表(大卒程度に係る初任給を 1,500 円、高卒者に係る初任給を 2,000 円引上げ。これを踏まえ、30 歳代半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定)に準じ改正する。

イ 改正の対象範囲

- (ア) 行政職 1 級から 5 級までの職務の級の一部
- (イ) 医療職 1 級から 3 級までの職務の級の一部

(2) 勤勉手当の支給割合の改正 (第 29 条関係)

ア 再任用職員以外の職員

支給期	現行	改正後	
		令和元年度	令和2年度以降
6月期	100分の92.5	100分の92.5	100分の95 (100分の2.5増)
12月期	100分の92.5	100分の97.5 (100分の5増)	100分の95 (100分の2.5減)

3 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
(第3条)

(1) 給料表の改正(別表第1、別表第2関係)

ア 改正の概要

国が平成31年4月1日から適用する俸給表に準じ改正する。

イ 改正の対象範囲

(ア) 行政職1級及び2級の職務の級の一部

(イ) 医療職1級及び2級の職務の級の一部

◇ 施行期日 公布の日(一部は、令和2年4月1日)

◇ 適用期日

1 特定任期付職員

(1) 給料月額改正規定 平成31年4月1日

(2) 期末手当改正規定 令和元年12月1日

2 一般職の職員

(1) 給料表改正規定 平成31年4月1日

(2) 勤勉手当改正規定 令和元年12月1日

3 会計年度任用職員

(1) 給料表改正規定 令和2年4月1日

議案第101号

○ 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について (総務部)

令和元年人事院勧告、令和元島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。

◆ 改正点

期末手当の支給割合の改正(第4条関係)

支給期	現行	改正後	
		令和元年度	令和2年度以降
6月期	100分の160	100分の160	100分の162.5 (100分の2.5増)
12月期	100分の160	100分の165 (100分の5増)	100分の162.5 (100分の2.5減)

- ◇ 施行期日 公布の日
- ◇ 適用期日 令和元年12月1日

議案第102号

○ 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総務部）

令和元年人事院勧告、令和元年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。

◆ 改正点

期末手当の支給割合の改正（第4条関係）

支給期	現行	改正後	
		令和元年度	令和2年度以降
6月期	100分の160	100分の160	100分の162.5 (100分の2.5増)
12月期	100分の160	100分の165 (100分の5増)	100分の162.5 (100分の2.5減)

- ◇ 施行期日 公布の日
- ◇ 適用期日 令和元年12月1日

議案第103号

○ 令和元年度浜田市一般会計補正予算（第5号）（総務部）

(1) 編成概要

人事院勧告及び島根県人事委員会勧告並びに人事異動等に伴う人件費等の調整を行うものです。

(2) 予算規模 （単位：千円）

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
一般会計（第5号）	39,845,147	▲19,654	39,825,493

(3) 補正事項

主な補正事項は次のとおりです。

- 給与改定及び人事異動等に伴う人件費等の調整

議案第 104 号

○ 令和元年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

（市民生活部）

(1) 編成概要

人事院勧告及び島根県人事委員会勧告並びに人事異動等に伴う人件費等の調整を行うものです。

(2) 予算規模

（単位：千円）

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
国民健康保険特別会計（第 2 号）	6,888,220	7,931	6,896,151
事業勘定	6,615,247	4,043	6,619,290
直営診療施設勘定	272,973	3,888	276,861

(3) 補正事項

主な補正事項は次のとおりです。

- 給与改定及び人事異動等に伴う人件費等の調整

議案第 105 号

○ 令和元年度浜田市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

（上下水道部）

(1) 編成概要

人事院勧告及び島根県人事委員会勧告並びに人事異動等に伴う人件費の調整を行うものです。

(2) 予算規模

（単位：千円）

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
公共下水道事業特別会計（第 1 号）	698,489	5,614	704,103

(3) 補正事項

主な補正事項は次のとおりです。

- 給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整

議案第 106 号

○ 令和元年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

（上下水道部）

（1） 編成概要

人事院勧告及び島根県人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴う人件費の調整を行うものです。

（2） 予算規模

（単位：千円）

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
農業集落排水事業特別会計(第 2 号)	655,471	▲489	654,982

（3） 補正事項

主な補正事項は次のとおりです。

- 給与改定等に伴う人件費の調整

議案第 107 号

○ 令和元年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

（市民生活部）

（1） 編成概要

人事院勧告及び島根県人事委員会勧告並びに人事異動に伴う人件費の調整を行うものです。

（2） 予算規模

（単位：千円）

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
後期高齢者医療特別会計(第 1 号)	787,264	1,766	789,030

（3） 補正事項

主な補正事項は次のとおりです。

- 給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整

報告第 26 号

○ 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

著作物の無断使用による損害賠償の額を決定するものです。

- 1 損害賠償の額 366,432 円

- 2 損害賠償の相手方 東京都千代田区神田神保町 2-46
有限会社ワーハ
代表取締役 田戸岡 豊
- 3 専決日 令和元年 12 月 4 日

令和元年 12 月浜田市議会定例会議 付託等一覧（追加）

市長提案議案等（議案 8 件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第 100 号	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第 101 号	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第 102 号	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第 103 号	令和元年度浜田市一般会計補正予算（第 5 号）	予算決算委員会
議案第 104 号	令和元年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃
議案第 105 号	令和元年度浜田市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第 106 号	令和元年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃
議案第 107 号	令和元年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	〃

市長報告事件(1 件)

報告第 26 号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
----------	------------------------

発議第 号

議会改革調査検討特別委員会の名称、目的及び調査事項について

浜田市議会委員会条例第5条第2項の規定により、次のとおり議会改革調査検討特別委員会の名称、目的及び調査事項を改正することについて、浜田市議会会議規則第13条第2項の規定により議案を提出する。

令和元年12月18日 提出

提出者 議会運営委員会
委員長 笹 田 卓

議会改革調査検討特別委員会の名称を「議員定数等議会改革推進特別委員会」に、目的及び調査事項を「浜田市議会の次期改選期における議員定数及び議会改革の推進に関する事項について調査及び検討を行うことを目的とする。」に改める。

浜田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例
について

浜田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議案を提出す
る。

令和元年 12 月 18 日 提出

提出者 議会運営委員会
委員長 笹 田 卓

浜田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

浜田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成 25 年浜田市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「浜田市議会定例会（以下「定例会」という。）」を「浜田市議会の会期等に関する条例第 2 条に定める定例日を初日として開く会議（以下「定例会議」という。）」に、「次の定例会」を「次の定例会議」に、「定例会最終日」を「定例会議最終日」に改め、同条第 2 項中「定例会最終日」を「定例会議最終日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

浜田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成25年浜田市条例第33号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）												
<p>（議員報酬の減額）</p> <p>第3条 議員が一の任期中において、公務上の災害等その他議長が適当と認める理由以外の理由により、一の<u>浜田市議会定例会（以下「定例会」という。）</u>の初日からその次の<u>定例会</u>の最終日（以下「2回目の<u>定例会最終日</u>」という。）までの間の全ての会議等を欠席したときは、当該議員の議員報酬の月額、議員報酬条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額に、当該議員が欠席した2回目の<u>定例会最終日</u>の属する月の翌月から起算して、次の表の左欄に掲げる当該議員が引き続き欠席している期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="138 850 1115 1042"> <thead> <tr> <th>議員が引き続き欠席している期間の区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年を経過するまで</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>1年を経過した後</td> <td>100分の60</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定による議員報酬の減額は、当該議員が欠席した2回目の<u>定例会最終日</u>の次に会議等に出席した日の属する月までの議員報酬について適用する。</p>	議員が引き続き欠席している期間の区分	割合	1年を経過するまで	100分の80	1年を経過した後	100分の60	<p>（議員報酬の減額）</p> <p>第3条 議員が一の任期中において、公務上の災害等その他議長が適当と認める理由以外の理由により、一の<u>浜田市議会の会期等に関する条例第2条に定める定例日を初日として開く会議（以下「定例会議」という。）</u>の初日からその次の<u>定例会議</u>の最終日（以下「2回目の<u>定例会議最終日</u>」という。）までの間の全ての会議等を欠席したときは、当該議員の議員報酬の月額、議員報酬条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額に、当該議員が欠席した2回目の<u>定例会議最終日</u>の属する月の翌月から起算して、次の表の左欄に掲げる当該議員が引き続き欠席している期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 850 2123 1042"> <thead> <tr> <th>議員が引き続き欠席している期間の区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年を経過するまで</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>1年を経過した後</td> <td>100分の60</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定による議員報酬の減額は、当該議員が欠席した2回目の<u>定例会議最終日</u>の次に会議等に出席した日の属する月までの議員報酬について適用する。</p>	議員が引き続き欠席している期間の区分	割合	1年を経過するまで	100分の80	1年を経過した後	100分の60
議員が引き続き欠席している期間の区分	割合												
1年を経過するまで	100分の80												
1年を経過した後	100分の60												
議員が引き続き欠席している期間の区分	割合												
1年を経過するまで	100分の80												
1年を経過した後	100分の60												

提案条例説明資料

提案者 議会運営委員会

1	議案番号	発議第 号
2	題名	浜田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地方自治法第102条の2 第1 項の規定に基づき、議会の会期を通年としたため、所要の改正を行うものです。
4	概要	議会の会期を通年としたことに伴い、以下の改正を行う。 1 会議の名称変更 定例会の名称を定例会議に変更する。(第3条)
5	施行期日等	公布の日

浜田市議会陳情取扱基準(案)

議長は、受理した陳情のうち、次のいずれかに該当する内容が含まれるものについては、議会運営委員会の意見を聴いて、委員会付託を省略し、審査を行わずに議員への参考配付として取り扱うものとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。

- (1) 法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- (2) 特定の個人の私生活についての秘密が明らかとなるおそれがあるもの
- (3) 特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
- (4) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの
- (5) 市の職員に対する懲戒、分限等の処分を求めるもの
- (6) 市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの
- (7) 私人間で解決すべき内容を含むもの
- (8) 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
- (9) 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないと認めるもの
- (10) 浜田市に住所（法人等においては所在地）を有しないものから郵送により提出されたもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、議会運営委員会の協議を経た上で、議長が適当でないと認めたもの

【その他：決めておかなければならない内容】

◎陳情の提出期限

◎陳情の取扱いの流れ